



## 報道発表

**浜松市中小企業者等物価高騰対策支援交付金申請受付期間の延長について  
(電力量料金高騰対策支援交付金、物流等円滑化支援交付金)**

エネルギー価格高騰の影響を受けた中小事業者等を支援するため、以下の2つの交付金について申請を受付けています。この度、両交付金について下記の通り、申請受付期間を延長することといたしましたのでお知らせします。なお、制度の内容や申請方法等について変更ありません。

- 1 浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金  
(特別高圧又は高圧で受電する中小事業者向け)
- 2 浜松市物流等円滑化支援交付金  
(貨物自動車運送業等向け)

**■申請受付期間の延長について**

変更前期間：令和5年10月16日(月)～令和5年12月15日(金)

変更後期間：令和5年10月16日(月)～令和6年1月15日(月)

方法：WEB 又は郵送

※郵送受付は、令和6年1月15日(月)までの消印有効

**■制度の詳細****1 浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金**

## (1) 交付対象者

- ①浜松市内に所在する事業所において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧又は高圧で受電する中小事業者又は個人事業主。ただし、みなし大企業は除く。
- ②小売電気事業者等と特別高圧又は高圧の電力需給契約を締結している事業者が管理する浜松市内の工業団地又は商業施設等(以下、「施設等」という。)において、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担により使用する中小事業者等(テナント等)。

## (2) 交付額

令和5年1月分～6月分の電力使用量(kWh)の合計 × 1円/kwh

## (3) 交付額上限

なし



## 2 浜松市物流等円滑化支援交付金

(1) 交付対象者：市内に本店又は支店、営業所等を有する道路運送事業者

申請時点において、以下のいずれかの道路運送事業等に必要な許可を得、又は届け出を行い、当該道路運送事業等を継続していること。

- ①一般貨物自動車輸送事業及び特定貨物自動車輸送事業の許可
- ②貨物軽自動車運送事業の届け出
- ③一般貸切旅客自動車運送事業の許可
- ④特定旅客自動車運送事業の許可

※④について、道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の登録を得ているものは除きます。

### 交付対象者の車両のナンバーの色は・・・

営業ナンバー（緑又は黒ナンバー）の車両にて事業を行う事業者が対象となります。

例）トラック輸送、軽トラック便、バイク便、貸切バスなど

(2) 交付額 車両1台あたり45,000円 × 市内営業所の登録車両台数の2分の1

※ただし、車両台数は、小数点以下は切り上げ。車両台数の上限は50台。

[交付対象車両数の例]	登録車両台数が2台の場合	2台×1/2=1台
	登録車両台数が3台の場合	3台×1/2=2台

※所有車両又は自動車リース事業者とのリース契約に基づく借用車両が対象

(3) 交付額上限 1社あたり225万円

### ■制度全般や手続きに関する問い合わせ窓口

1 浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金コールセンター

電話番号：0570-025-750

(受付時間：午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日除く。)

制度詳細や申請様式は以下のリンク先をご参照ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/butsuryu/kouhukin/denryokukouhukin.html>

2 浜松市物流等円滑化支援交付金コールセンター

電話番号：0570-078-722

(受付時間：午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日除く。)

制度詳細や申請様式は以下のリンク先をご参照ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/butsuryu/kouhukin/shien.html>

